

接骨院・整骨院を使う人は**必見!**

柔道整復師の**正**しいかかり方

接骨院や整骨院は病院とは異なり、健康保険が使える範囲が決められています。「健康保険取り扱い」とあっても、必ず健康保険が使えるとは限りません。

健康保険が使える

負傷原因がはっきりしている

- 外傷性が明らかながによる捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)
- 骨折、脱臼
(応急手当を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意が必要)
- 骨折、脱臼の施術後に運動機能の回復を目的に行った運動
(いわゆるストレッチングは対象になりません)

捻挫!

健康保険が使えない!

- リラクゼーション目的のマッサージ
- 日常生活の疲れや老化による肩凝り・膝の痛みなど
- 運動後の筋肉疲労
- 病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニアなど)による痛み・凝り
- 脳疾患の後遺症や慢性病からくる痛みやしびれ
- 過去の交通事故などによる後遺症
- 症状の改善が見られない長期の施術
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 工作中や通勤途上のけが(労災保険が適用)

肩凝り?

チェック!

- 負傷原因
- 負傷部位
- 施術回数
- 施術内容
- 窓口での自己負担額

●療養費支給申請書への署名は内容を**確認**してから

接骨院・整骨院で健康保険を使う場合は、施術後に「療養費支給申請書」への署名が必要です。健康保険の請求に使う書類となりますので、誤りがないか内容をしっかりと確認して、ご自身で署名をいただくようお願いいたします。

負傷原因の照会にご回答ください

接骨院・整骨院からの請求の中には、不適切に健康保険を使用したものが含まれていることが指摘されています。このため、健康保険組合では、接骨院・整骨院で受けた施術内容や負傷原因等を文書または電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただけますようお願いいたします。**健康保険組合からの「照会」に回答がない場合には、健康保険法第59条の規定により「不支給処分」となり、接骨院・整骨院での手当に要した費用の全額が自己負担となりますのでご注意ください。**

不適切な請求の例

- 健康保険が使えない場合に使える負傷に変更して利用する
- 実際には施術を行っていないのに回数、部位を水増しする
- 膝、腰、腕など次々に部位を変えて長期間請求する